# 第69回小田原市開発審査会 会議録

- 1 日 時 平成27年8月20日(木) 午後2時から午後3時まで
- 2 場 所 小田原市役所 6階 602会議室
- 3 出席者

#### 小田原市開発審査会委員

<b>会</b>	長	田村	泰俊	(法 律)
委	員	鍛	佳代子	(都市計画・建築)
委	員	加藤	邦 裕	(行 政)

## 処分庁

都市部副部長	浅	田	健	次
開発審査課長	吉	野	浩	$\equiv$
開発審査課副課長	小	澤	裈	谷
開発審査課調査係長	菅	野	孝	_
開発審査課主査	上	島	隆	之
開発審査課主査	岩	﨑	ナ	7

#### 産業政策課

地場産業振興担当副課長	竹	井	尚	久
商業振興担当副課長	鈴	木	雅	樹
企業誘致担当副課長	門	松	忠	輝

## 事務局

都市部副部長	片	野	誠	広
都市政策課副課長	尾	上	昭	次
都市政策課主任	神	田	明	香

## 傍聴者

1人

#### 会 議 録

都市部副部長 ただいまより、第69回小田原市開発審査会を開催する。

本日の審査会は、委員総数5名のうち、3名が出席であり、小田原市開発審査会 条例第5条第2項の規定による開会に必要な定数を満たしている。

また、本日の議題(1)及び(2)については、小田原市情報公開条例第24条第2号に規定する非公開情報に相当するので、会議を非公開とさせていただく。

なお、現在のところ、1名の傍聴希望者がいる。

議題(1)及び(2)の審議中は別室でお待ちいただいている。議題(3)になったら、会場入り口に「公開中」と掲示し、その後、入場していただく。

それでは、田村会長、議事の進行をお願いしたい。

田村会長 最初に、本日の議事録署名人の確認をさせていただく。

議事録署名については、名簿順ということで加藤委員にお願いする。

それでは、処分庁から説明をお願いする。

調査係長 議事説明) 議題(3)小田原卸商業団地及び小田原木工団地内の産業政策上

必要な提案基準の新設について

田村会長本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。

鍛委員 卸商業団地の容積率・建ペい率は、200%・60%で、平成27年7月1日に施行さ

れているのか。

調査係長そのとおりである。

鍛委員 木工団地の容積率・建ペい率は、ふつうの市街化調整区域のものか。

調査係長 (容積率・建ペい率が) 100%・50%である。

鍛委員 資料1の2の左側で、公害について書かれているが、ここ(木工団地)で行う分

には今まで問題がなかったから、それともここでは、施設が充実しているから問題

がないのか。

調査係長 施設の整備が整ったからというわけではない。資料1の4頁のとおり、周辺に住

宅がない状況から、他に与える影響がないものである。

鍛委員 川へ流出し問題が出るものはないのか。

調査係長木くずが主になるので、排水等で外に出る影響はないと考えている。

田村会長 直接関係はないが、参考資料の提案基準25、審査上の留意点で、「全部事務組合」

と「地方開発事業団」の記載があるが、地方自治法の改正でなくなっていると思う。

ここ数年で変わっているので、確認してほしい。

加藤委員 資料2、提案基準の内容2において、建築確認を受け、分割したときにすぐに建

築にかかれば分かるが、しばらく空地でその後に建てようとしたとき、従前の用途

が分かるのか。

調査係長 木工団地は7区画となるが、建築物の確認の用途については従前の建築概要書で 把握している。

加藤委員 現時点で(用途が)確定しているから分かるということか。いつから把握しているのか。

調査係長当初の建築確認は昭和56年からになる。

加藤委員 最近建替えをしているものはあるのか。

調査係長 6番が建替えを実施し、1番から5番については、定例的に増築されている。一 番直近では、5番が昨年敷地分割をせず増築をしている。

加藤委員 最近建築行為が行われているので、概要書が残っているということか。昔の概要書はあるのか。

調査係長ない。

加藤委員 7は工場ではなく、集会所か。

調査係長そのとおりである。

加藤委員 (敷地を)分割しても工場にはなり得ないか。

調査係長従前からの用途のため、なり得ない。

加藤委員 資料2の基準の内容2において、「開発等許可」とあるが、この「等」とは何か。

調査係長 資料3の②について、開発審査会の「その他」で付議した際、店舗・倉庫だったものが、42条ただし書きにより工場となった経緯がある。

加藤委員 42条の許可後の用途を含め、「等」としたということか。それは登録簿で分かるのか。

調査係長 記載しているため分かる。

鍛委員 資料2の基準の内容3、4の面積が最低基準に合わせていることからか、卸商業 団地は特に小さい。今後300㎡に近いミニ団地に分割されそうであるが、運用はどうなのか。

調査係長 将来、市街化区域に編入するための暫定的な基準としている。今考えられるのは、 実例で、もともと両側に建物がある敷地である。資料3の29と30の間に未利用 地があり、どう活用するかという点で、30が未利用地を半分購入し、事業拡大し た際、残地を考える場合、大きい敷地を設定すると、残地が未利用地になってしま う可能性がある。本来は1,000 ㎡弱が平均区画であるが、一つの未利用地を半々と する等、残地対応が難しくなる。団地協同組合でも、細分化を奨励するものではな く、団地の運営管理については組合にもお願いしていくことになる。 加藤委員

将来、地区計画にかける際、壁面後退はどうするのか。行うのか。

調查係長

卸商業団地については開発許可で、壁面後退も制限している。昭和49年、60年当初、道路が1.5m、その他が1mで、制限がかかっているままである。木工団地には制限がない。

加藤委員

分割しないと、審査会にあがってこない。制限はかけないということか。

調查係長

そのとおりである。

加藤委員

木工団地も敷地を変えなければ、建替えの建築確認だけで終わる。

調査係長

そのとおりである。

田村会長

パブリックコメントはいつからか。

調査係長

9月15日からである。

田村会長

パブリックコメントに付されれば、欠席委員も見ることができるため、伝えてお

くと良い。

議事はこれで終了する。最後に、事務局から何かあるか。

都市部副部長

次回の審査会は、11月半ばから下旬頃を予定している。さしつかえなければ、 この場で、委員の皆様のご予定を確認し、次回開催予定日を決めたいと思うが、い かがか。

田村会長

本日、欠席委員が多いため、後日確認ということではいかがか。

都市部副部長

それでは、次回開催予定日については、後日改めて委員と調整させていただく。

事務局からは以上である。

田村会長

本日はこれで終了する。

(会議終了)

以上、小田原市開発審査会条例施行規則(小田原市規則第60号)第3条第1項の規定により、会議録を作成し、同条第2項の規定により、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日